



火災共済の給付に関する運用の一部変更について(お知らせ)

平素より勤労者協会の火災共済にご協力いただき、心より感謝申し上げます。
さて、このたび保険（共済）契約者保護などの観点から新たな法律（保険法）が制定され、勤労者協会の火災共済もこの法律の適用を受けることになりました。これに伴ない勤労者協会の火災共済の給付に関する運用を下記の内容で一部見直すことと致しましたのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 共済金給付時の運用の一部変更内容

(1) 火災共済金（火災、破裂・爆発、落雷、墜落）の給付

- ①給付申請時に、他社の火災保険または他の共済へ給付申請を行なうかどうかの申告を行なって頂きます。（専用の用紙に必要事項を記入していただきます。）
- ②申告に基づいて、勤労者協会が他の保険会社または共済団体へ問い合わせを行なった上で、協会の火災共済事業規則に基づいて共済給付を行ないます。

(2) 付加共済金の給付

風水雪害、車両の飛び込み、物置・納屋・土蔵の全半焼、風呂の空焚き、凍結によるパイプの破裂、水漏れ損害、失火見舞金、地震噴火による全焼、死亡弔慰金および火災共済金の落雷被害の電気機器類のみの故障損害の給付については従来通りと致します。

2. 実施期日

2012年 4月 1日給付申請受付分より実施。

※ このお知らせは2012年2月1日現在、火災共済にご加入頂いている皆様へお送りしています。

お問合わせ

ご不明な点は下記へお問合わせ下さい。

協会本部・広島支所	0120-276-701	三原支所	0120-276-704
大竹分室	0120-276-702	東部支所	0120-276-705
呉支所	0120-276-703	因島分室	0120-276-706